

## くまもつと旅スポコミッション設置要綱

### (名称)

第1条 本会は、くまもつと旅スポコミッション（以下「コミッション」という。）と称する。

### (目的)

第2条 コミッションは、大規模国際スポーツ大会開催の経験等を活かし、スポーツと観光を基軸として、熊本県内の交流人口の拡大と経済の活性化に取り組むことを目的とする。

### (事業)

第3条 コミッションは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツツーリズムを体現するコンテンツの開発
- (2) 熊本県内の観光及びスポーツ資源の掘り起こし、ネットワーク化
- (3) 「くまもつと旅スポ」ブランドの創造及び情報発信
- (4) スポーツ大会・イベント・合宿の誘致及び開催支援
- (5) スポーツツーリズムを支える人材や団体の育成・確保
- (6) その他、コミッションの目的を達成するために必要な事項

### (正会員)

第4条 コミッションの正会員は、別表の団体とする。

### (賛助会員)

第5条 第2条の目的に賛同し、協力する法人又は団体は、コミッションの賛助会員になることができる。

2 コミッションの賛助会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を事務局に提出し、その承認を得ることにより賛助会員となることができる。

3 賛助会員が、コミッションを退会しようとするときは、別に定める退会届出書を事務局に提出しなければならない。

### (役員の数、選任)

第6条 コミッションに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

2 役員は、総会において選任する。

(役員職務)

第7条 会長は、コミッションを代表し、業務を総括する。

- 2 副会長は、会長の職務を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、コミッションの会計を監査する。

(総会)

第8条 コミッションの総会は、会長が招集し、これを主宰する。

2 総会は、次の事項について審議する。

- (1) 設置要綱の改廃
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) その他、コミッション運営に関する重要事項

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、正会員の過半数の出席が無ければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席することが出来ない正会員は、あらかじめ通知された決議事項について、書面により議決権を行使することができる。

5 総会の議事は、出席した正会員(書面で議決に加わったものを含む。)の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

6 総会の議事については、必要に応じて書面による決議とすることができる。この場合においては、前項の規定を準用する。ただし、「出席した正会員」は「正会員」に読み替えるものとする。

(アドバイザー)

第9条 コミッションに、第3条の事業に関する助言等を行うアドバイザー(以下、「アドバイザー」という。)を置くことができる。

- 2 アドバイザーは、会長が委嘱する。
- 3 アドバイザーに関する規定は、会長が別に定める。

(ワーキンググループ)

第10条 正会員、賛助会員、アドバイザー及びこの3者以外の必要と認められる関係者は、第3条に定める事業を実施するため、個々の具体的な事業毎にワーキンググループを組織することができる。

2 ワーキンググループに関する規定は、会長が別に定める。

(会長の専決処分)

第11条 会長は、総会を招集する暇がないときは、その議決すべき事項を専決処分することができる。

(事務局)

第12条 コミッションの事務局は、熊本県観光企画課内に置く。

(経費)

第13条 コミッションの経費は県負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 コミッションの会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第14条 コミッションの会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(補則)

第15条 コミッションの運営に関して必要な事項は、本規約に定めるもののほか、会長が別に定める。

附 則

本規約は、第1回総会開催日（令和4年1月17日）から施行する。

別表（第4条関係）

団 体 名
熊本県
熊本県市長会
熊本県町村会
公益財団法人熊本県スポーツ協会
一般財団法人熊本県スポーツ振興事業団
公益社団法人熊本県観光連盟
一般社団法人日本旅行業協会（JATA）熊本地区委員会
一般社団法人全国旅行業協会（ANTA）熊本県支部
熊本県商工会議所連合会
熊本県商工会連合会